

岩手県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古市和井内第1地割8の7・8の22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8の52
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。